

2025,09,25

THE Mail News



公式ホームページ



公式SNS (X)

No. 044

申9号

【9月25日 提出】

「生命と健康」を守る安全で質の高い医療を提供できる 「新たな人財戦略及び人事・賃金制度等」の実現を求める申し入れ

<申し入れ事項>

【基本】

1. 医療部門においては、生命と健康に直結する人にしかできない安全を守る役割があることから、医療の専門的技術・技能を維持向上させ確実に継承できる人事・賃金制度を実現すること。
2. 医療の質の向上を目的としたタスクシフトについては、特定の社員の業務過多とならぬよう業務の平準化を進めるとともに、安全で質の高い医療オペレーションを担えるよう採用計画および要員配置の適正化を図ること。

【人事制度】

1. 60 歳以降の退職までの働き方にあたっては、医療部門における専門性を有した社員は昨今の社会課題の解決に必要な不可欠であることからグループ会社への原則出向とせず本体雇用を基本とすること。なお、グループ会社への出向を行う場合においては、本人の経験に踏まえ力を発揮できるものであるとともに、本人の生活環境・基盤や意向を考慮して行うこと。また、満 65 歳以降の働き方としての「セカンドキャリアスタッフ制度」の運用にあたっては、上記同様の考え方に基づいた運用を実施すること。
2. 医療部門においては、生命と健康を守る技術専門職であり、専門技術の継承を図る役割の必要性は増していることから S 等級の発展的解消は行わないこと。
3. 学会等への参加による業務に有用な医療技術のスキル向上を目的とした自己啓発活動への助成の強化を図ること。
4. H 等級を「管理者層」、M 等級を「技術責任者」と明確に位置付け、人事評価に関わる業務は H 等級に属する管理者が行うこと。
5. 人事評価にあたっては、学会活動等への参加を通じた専門知識や技術の向上に対し適切に反映させること。

【昇進・試験制度】

1. T 等級から M 等級、M 等級から H 等級への昇進にあたっては、管理者への資質と公平性を期すため、考課を改め試験を実施すること。なお、受験資格は下記のとおりとすること。
 - ① M 等級試験・・・T 等級在級者で在級年数3年以上の者
 - ② H 等級試験・・・M 等級在級者で在級年数3年以上の者
2. 昇進試験および昇格審査の結果は、本人が理解、納得できるよう説明を丁寧に行うこと。
3. 昇進試験の受験にあたっては、勤務時間中に参加できるようにすること。

【賃金制度】

1. 初任給額の見直しに伴う職務能力給の調整について、その額は 20,000 円を下回らない額とすること。
2. 医療部門におけるタスクシフト講習会受講者への補助制度を設けること。また、タスクシフト講習会修了者への手当として業務手当(指定)の特定医療行為の対象とすること。
3. 能力昇給(医療社員)は、社員一人ひとりの能力伸長を反映し、その成長を後押しするための昇給としてあるべきことから以下の内容のとおり一律定額に改めること。
E 等級/5,700 円、D 等級/6,400 円、C 等級/6,600 円 T 等級/6,700 円、S・M 等級/6,900 円、H 等級/7,100 円
4. 特定資格取得による職務能力給の加算にあたっては、特定行為看護師に対する加算額を 10,000 円に改めること。また、21 区分 38 行為の特定行為研修の複数終了者には重複加算とすること。
5. 業務手当(基本)においては、生命と健康を守る医療オペレーションを担う社員の業務内容に踏まえ、医療基礎の支給額については 15,000 円とし、勤務の特性による支給額を 35,000 円に改めること。
6. 医療社員に対して暗黙に行われている緊急呼び出し要員の指定を直ちにやめ宿直体制を確立すること。

以 上

生命と健康に関する技術専門職の医療社員と非医療職の制度運用は同列にするべきではない！
安全な医療サービス提供のために、現場の声で要求を実現しよう！